

平成 30 年 3 月

平成 30 年度事業計画

公益財団法人滋賀県環境事業公社

1 基本方針

当公社は、県内唯一の産業廃棄物管理型最終処分場クリーンセンター滋賀の安全・安心な運営を通じて、「一. 産業廃棄物の安全かつ適正な処分の推進」、「二. 廃棄物の適正処理および 3R の取組推進」、「三. 県民の生活環境保全・改善の促進」を柱とする取り組みを進めます。

また、平成 29 年 3 月に策定した中期経営計画に沿って、センターの安定的な施設運営と適正な埋立管理の継続を目指します。

そのほか、事故防止やコンプライアンスの徹底を図りながら、最終処分場の社会的な信頼性を高めるため定期的に埋立処理情報等を公開し、安全と安心を第一に開かれた経営を行います。

平成 30 年度における事業計画は、次のとおりです。

2 事業計画

【一. 産業廃棄物の安全かつ適正な処分の推進】

(1) 施設整備

埋立容量を拡張する第 4 期施設整備工事(平成 30 年度～31 年度)を着手・着工します。

(2) 安全・安心な施設運営

県内で発生する廃棄物を適正に処理するとともに、これらに関する情報を積極的に公表するなど安全で安心な施設運営を行います。

①クリーンセンター滋賀の適正な運営および甲賀埋立処分場の適正な管理

クリーンセンター滋賀において産業廃棄物の適正な受入管理と埋立を継続するとともに、既に埋立が終了している甲賀埋立処分場の浸出水処理等適正管理を行います。

②エコアクション 21 への積極的な取組

平成 22 年 3 月にエコアクション 21 の認証を受け、これからも自主的に環境への取組を行っていきます。

③「クリーンセンター滋賀だより」による情報発信

「クリーンセンター滋賀だより」を発行し、産業廃棄物受入状況や産業廃棄物の適正処理、その他公益事業の取組状況を紹介します。

④「クリーンセンター滋賀環境監視委員会」による検証

地域住民、学識経験者、事業者および関係行政等で組織された「クリー

ンセンター滋賀環境監視委員会」を定期的を開催し、環境影響評価の事後調査結果などについて検証を行います。

⑤情報公開

クリーンセンター滋賀での搬入実績および河川水、地下水の水質などの環境影響評価事後調査の結果についてホームページ等で定期的に公開します。

(3) 施設の視察受入

クリーンセンター滋賀の産業廃棄物の適正処理や安全性について広く理解を深めるため視察の受入を行います。

(4) 安全管理講習の実施

クリーンセンター滋賀を初めて利用する産業廃棄物排出事業者等に対して、廃棄物の適正処理・管理について理解を深め、意識向上を図るための講習会を実施します。

【二. 廃棄物の適正処理および3Rの取組推進】

(1) 廃棄物に関する研修会等の実施

①出前講座の実施

3Rの推進や廃棄物と環境問題との関わりなどについて、小学生や一般県民、事業者等の理解を深めるための出前講座を実施します。

②学生向け研修会等の実施

廃棄物を巡る課題や実態等の理解を深めるため、環境問題を学び、または環境問題に関心のある学生等のフィールドワークの一環として、学校等のニーズやカリキュラムに応じた実地研修会を実施します。

③研修会の共催等

滋賀県環境保全協会など関係団体との協働の下、産業廃棄物処分の現状と課題などについて体系的に学び、廃棄物の適正処理や循環型社会の形成へ向けて廃棄物に係る法体系、内容等について理解してもらうために、その目的を同じくする関係団体と廃棄物に係る法体系等に関する研修会を共催等で行います。

(2) 講習会等への講師の派遣

産業廃棄物の適正処理やその課題などについて理解を深めてもらうことを目的に、環境保全等の講習会に対して講師の派遣を行います。

(3) 廃棄物の適正処理推進・3Rの推進に関する普及啓発

①環境イベントなどの出展等による情報発信・普及啓発

産業廃棄物の適正処理、3Rの推進等について広く一般県民、事業者等に周知するため、びわこ環境ビジネスメッセなどのブース出展や公社の感謝祭イベント、3Rアート制作イベント等により情報発信・普及啓発を行います。

②車両標識を利用した普及啓発

3 Rの推進等について広く一般県民、事業者等に周知するため、クリーンセンター滋賀への廃棄物搬入車両に3 Rの取組促進を掲示したマグネット標識を配布し、掲示してもらうことにより普及啓発を図ります。

③啓発パンフレット、啓発部材等の作成・配布による普及啓発

3 Rの推進を周知するために、啓発パンフレット等を企画・作成し、びわこ環境ビジネスメッセなど環境に関わるイベント等の機会を捉えて、啓発部材等とともに配布することにより普及啓発を図ります。

(4) 産業廃棄物に関する調査研究

早期安定化に効果的な埋立方法の確立等について、廃棄物処理の実践を通してモニタリング調査データの蓄積と評価を行っています。また、他の管理型処分場に積極的な視察等を行い、クリーンセンター滋賀に係る課題・対策を洗い出し、早期安定化の実践に向けた調査研究を行います。

(5) 事業の実践による知見等の蓄積およびその提供

産業廃棄物の適正な処理の推進、環境保全等に寄与するため、これまでのクリーンセンター滋賀の管理等に関する先進的な手法、処理等のノウハウを蓄積し、全国廃棄物処理公社等連絡協議会や国等に対して積極的に情報提供等を行います。

【三. 県民の生活環境の保全・改善の促進】

(1) 不法投棄廃棄物の処分に対する支援

県民の不法投棄防止意識の向上、地域住民によるパトロール活動等を推進し、健全な生活環境の保全を図るため、自治会の住民、市民団体、地域ごみ対策会議が実施主体である「地域協働原状回復事業」に採択された不法投棄廃棄物の処分を無償で受け入れます。(年間200 tを限度)

(2) 不法投棄防止の取組に対する支援

上記(1)の不法投棄廃棄物処分支援を行った後の不法投棄に対する再発防止のため、「地域協働原状回復事業」で採択された自治会の住民、市民団体に対して、不法投棄された場所の原状回復後の状態を維持することを目的とする啓発等の必要な費用および清掃用具や消耗品等の購入費用の助成を行います。

(3) 美化清掃に対する支援

琵琶湖湖岸、道路等の公共スペースの散乱ごみの収集、除草等の清掃活動等を行う者へ支援を行うことにより、ごみの散乱を未然に防止し、県民生活環境の向上に寄与するため、滋賀県が実施している「淡海エコフオスター制度」に合意しているボランティアグループ、自治会、事業者等に対して清掃道具等の支援を行います。

(4) 県下で実施される清掃活動に対する支援

ごみの散乱を未然に防止し、県民の生活環境の向上を図るため、県内自治体、NPO法人等の主催により県下で実施される清掃活動等に協賛し、その清掃活動等に対し財政的支援を行います。

(5) 地域振興に対する支援

センター周辺地域の生活環境の向上・振興を図るため、地元区等が行う各種事業に対して助成を行います。